

④ 役員給与の期中改定が認められる場合

Q : 役員給与は期中に改定すると損金に算入できないそうですが、例外はないのですか？

A : 特別の事情があると認められる場合は、損金算入が認められます。

【解説】

役員給与は、原則として、期首から3ヶ月以内に改定した給与をその期の間変更せず、同額を同じ時期に支給しなければ損金の額に算入できないこととなっていますが、特別の事情があると認められる場合や職制上の地位に変更があった場合には、例外的に給与の額が変動しても認められることとなっています。

特別の事情とは、次のようなことをいいます。

- ① 全国組織の協同組合連合会等でその役員が下部組織である協同組合等の役員から構成されるものであるため、当該協同組合等の定時総会の終了後でなければ当該協同組合連合会等の定時総会が開催できないこと
- ② 監督官庁の決算承認を要すること等のため、3月経過日等後でなければ定時総会が開催できないこと
- ③ 法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参酌して決定されるなどの常況にあるため、当該親会社の定時株主総会の終了後でなければ当該法人の役員定期給与の額の改定に係る決議ができないこと

